

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名		農業協同組合法			法令番号		昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号	
手続名		総会の議決の取消			根拠条項		第 9 6 条第 1 項	
処分基準	農業協同組合法第 96 条							
	第 96 条 組合員がその総数の 10 分の 1 以上の同意を得て、組合の総会（創立総会を含む。）の招集手続、決議の方法又は選挙が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由として、その決議又は選挙若しくは当選決定の日から 1 月以内に、その決議又は選挙若しくは当選の取消しを請求した場合において、行政庁は、その違反の事実があると認めるときは、当該決議又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。 ② 前項の規定による処分については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 3 章（第 12 条及び第 14 条を除く。）の規定は、適用しない。							
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	目次 No.	2 6	